

麦 共 済

麦が自然災害や病虫害などによって被害を受けたときに、その損害の程度に応じて補償する事業です。
なお、麦共済は一筆ごとに損害評価を行う一筆方式か農家単位で行う半相殺方式、全相殺方式、災害収入方式での引受けとなります。



加入

水稲と麦の栽培面積の合計が 10 アールを超える農家が加入できます。
なお、麦を 10 アール以上を栽培する農家は、当然加入となります。

対象となる災害

すべての気象災害と病虫害、鳥獣害による減収と、災害収入共済方式については品質の低下等による産金額の減少を対象とします。

補償期間

発芽期から収穫するまでです。

補償内容

水田経営所得安定対策の対象となる担い手と非担い手では、1kg当たりの補償単価が異なります。

単位:円

品種	区分	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位	第 6 位
小麦	担い手	62	55	48	42	32	21
	非担い手	42	32	21			
六条大麦	担い手	64	58	52	45	34	23
	非担い手	45	34	23			

掛金

掛金は、国から 50%～55%の範囲内で補助があります。